■笛吹市提出用の給与支払報告書総括表の書き方について

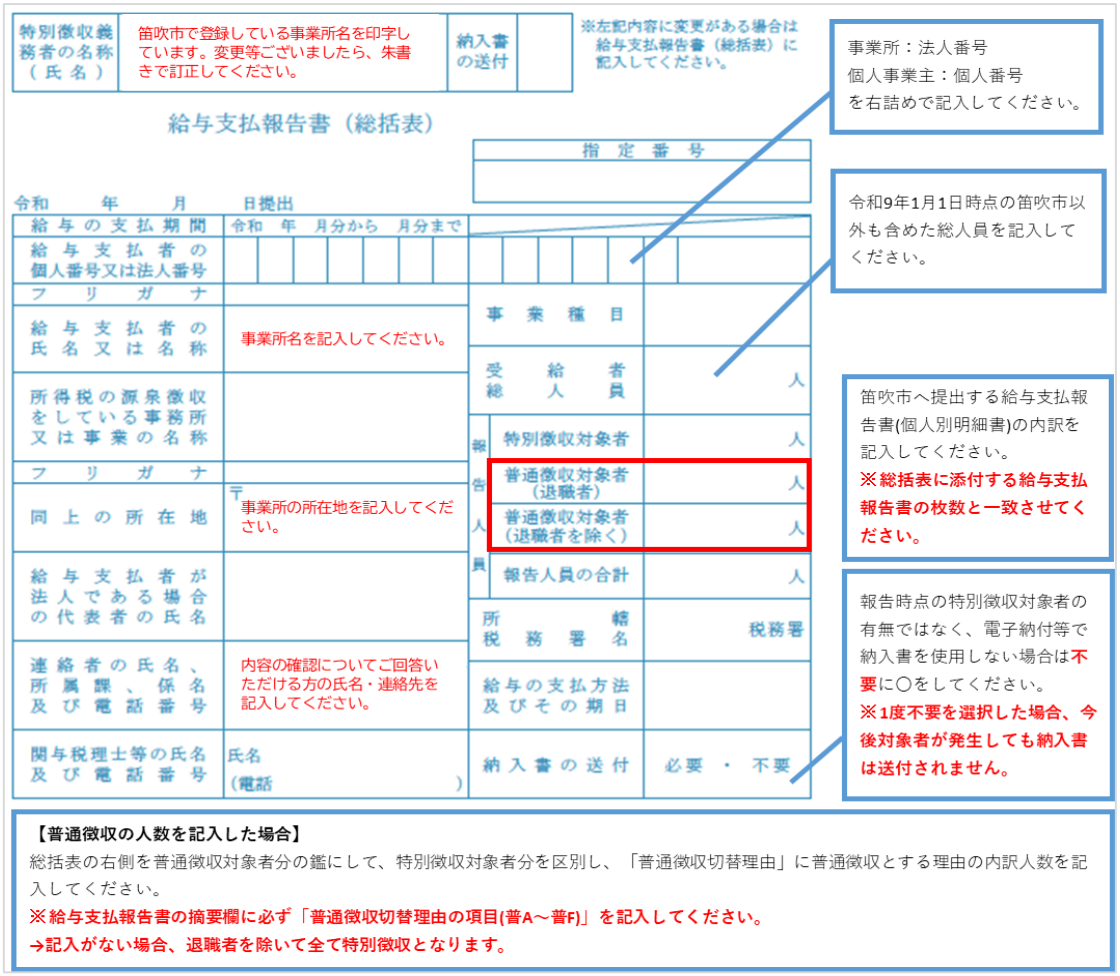

必要事項を記入の上、給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に令和９年２月１日（月）までにご提出ください。

なお、笛吹市への報告対象者がいない場合は、総括表の提出は必要ありません。

また、eLTAX により給与支払報告書を提出する場合もこの総括表の提出は必要ありません。

■給与支払報告書（個人別明細書）について

①記載のしかた

・給与支払報告書（個人別明細書）の記載のしかたは、基本的に源泉徴収票と同様になります。

・国税庁発行の年末調整資料「令和 8 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照のうえ、作成してください。

令和９年度（令和８年分）から給与所得控除額の変更、23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設などがありますのでご確認をお願いします。

②源泉徴収票と異なる点

・パート・アルバイト・退職等の雇用形態や支払金額の多寡に関わらず、給与等の支払をしたすべての方について作成し提出してください。

・16 歳未満の扶養親族についても個人番号を記載してください。

・扶養親族等の住所が市外の場合は、摘要欄に住民登録地、生年月日を記載してください。
・青色事業専従者である場合は、摘要欄に「青色専従者」と記載してください。

③その他注意事項

・**個人番号を必ず記載してください。**
→支払いを受ける者、控除対象配偶者、扶養親族、16 歳未満の扶養親族、支払者(個人事業主の場合)

■個人住民税の普通徴収への切替理由書について

退職・乙欄等で普通徴収を希望する方については、普通徴収への切替理由書を作成・添付のうえ、給与支払報告書の摘要欄に「普通徴収＋切替理由書の項目（普Ａ～普Ｆ)」を記載してください。

※切替理由書の項目（普Ａ～普Ｆ）に該当しない場合は、普通徴収への切替はできません。

※切替理由書の提出がない場合や摘要欄に記載がない場合は、給与からの特別徴収扱いとなります。

符号	普通徴収切替理由	人数
普Ａ	総受給者数(専従者 ・ 乙欄 ・ 退職者を除いた合計)が2名以下	人
普Ｂ	他の事業所で 特別徴収 ・ 普通徴収 として扱う乙欄該当者	人
普Ｃ	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人
普Ｄ	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普Ｅ	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普Ｆ	退職者 ・ 退職予定者(5月末日まで)	人

●重要

1　普通徴収とする場合は、給与支払報告書の摘要欄に必ず項目（普Ａ～普Ｆ）を記入してください。

2　**摘要欄に項目の記入がない場合には、特別徴収の取扱いとなります。**

■個人事業主の皆様へ

個人事業主の方の個人番号が記載される書類に関しては、個人事業主の方の本人確認(個人番号確認と身元確認)が必要となります。

ご提出の際に、記載した個人番号を確認できる書類(通知カード、個人番号が記載された住民票など)および本人確認のできる書類(運転免許証、パスポートなど)の提示または写しの添付をお願いします。マイナンバーカードの場合は、表裏両面の提示または写しの添付をお願いします。